

平28福情答申第11号

平成29年 2月20日

福岡市長 高 島 宗一郎 様
(住宅都市局建築指導部建築指導課)

福岡市情報公開審査会
会 長 田 邊 宜 克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成28年6月21日付け建指第171号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定公営住宅新築工事の現場仮設事務所の基礎がなかった事に対しての指導に関する文書」の非公開(存否応答拒否)の件

答 申

第1 審査会の結論

「特定公営住宅新築工事の現場仮設事務所の基礎がなかった事に対する指導に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成28年5月17日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成28年5月6日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成28年5月17日、実施機関は、条例第10条第1項の規定により本件対象文書の存否を明らかにしないで、条例第11条第2項の規定により非公開とする本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年5月26日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のように主張している。

- (1) 本件対象文書があるのか、ないのか曖昧である。
- (2) 基礎無しで建築物を建てている特定会社に対する指摘、指導等を建築指導部監察指導課は隠ぺいを図ろうとしている。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成28年12月1日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で決定したものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

違反建築物処理関係書類（以下「関係書類」という。）は、実施機関である住宅都市局建築指導部監察指導課で取り扱っている公文書である。建築基準法（以下「法」という。）に適合しない建築物等（以下「違反建築物」という。）に係る一連の処理を綴ったものが関係書類であり、一般に、パトロール、関係機関からの情報提供及び市民からの通報等により対象建築物等を把握し、現場調査等の対応を行った事案については、当該関係書類の中の一案件として編綴している。

そして、関係書類には、違反建築物に係る建築主の住所、氏名、敷地の地名、地番、敷地条件、建築物等の所有者を確認する資料（謄本等）、確認申請等の履歴、現地写真、指導に至った経緯、違反内容、指導方針、指導経過の記録等が記載されている。

(3) 違反建築物に対する指導及び公開の考え方について

ア 違反建築物の取り締まりに当たっては、パトロール、関係機関からの情報提供及び市民からの通報等により対象建築物等を把握し、現場調査等により違反の有無やその内容の確知を行っている。

違反建築物の指導に当たっては、違反の内容や程度、周辺の状況、経過年数等を総合的に判断し、対応している。そして、関係書類の公開については、以下の理由から、違反の内容や程度が悪質なものと社会的影響が大きいものを除き、原則非公開としている。

(ア) 違反建築物の指導に関する情報については、個人情報又は法人情報の中でも最も知られたいくない情報に属し、公にすることにより個人や法人の権利利益を害するおそれがある（条例第7条第1号又は第2号該当）。

(イ) 違反者は、非公開であることを前提に市に対して様々な情報を示すが、公開されることが前提となれば、十分な情報が示されず、その結果、適切

な指導を行うことができなくなるおそれがある(条例第7条第5号該当)。

(ウ) 指導の内容を公開すると、市の違反者に対する調査・是正指示・指導等の経過及び内容が詳細に分かることになり、市の是正指導の傾向を把握できることになるため、他の建築物につき違反の助長を引き起こす等、違反建築物の是正指導事務の公正かつ適正な執行に支障を及ぼすおそれがある(条例第7条第5号該当)。

イ 特定された建築物に関する文書の存否そのものの公開については、存否そのものを明らかにすることにより特定されている建築物が違反建築物であるかの判別が可能となるため、これについても違反の内容や程度が悪質なもののや社会的影響が大きいものなどを除き、原則、存否の回答を拒否するものとしている。

(4) 処分庁が本件決定を行うに至った理由

本件請求は、建築物を特定しての違反の有無及び指導経緯の内容の公開を求めるものであり、当該請求している公文書は存在するが非公開とする回答、または当該請求している公文書は存在しないという回答をすることによって、当該特定建築物が法に違反している事実の有無が明らかとなる。

仮に違反があった場合に、関係文書が存在するが非公開とする回答によって当該特定建築物が違反している事実を明らかにすることとなり、このことは非公開情報として条例第7条第2号によって保護される利益が害されることとなる。

また、指導内容を公開することとなると、違反者からの十分な情報が得にくくなり、この結果、適切な指導を行うことができなくなるおそれがあるため、条例第7条第5号にも該当することとなる。

よって、本件請求については、条例第10条第1項の規定により存否そのものの回答を拒否したものである。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件決定(存否応答拒否決定)について

(1) 条例第10条第1項は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在

しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。当該規定は、当該公文書は存在するが非公開とする回答又は当該公文書は存在しないとする回答によって、非公開とすべき情報についての事実が明らかとなり、本来ならば非公開とすることによって保護される利益が害される場合等には、当該公開請求を拒否することができるものである。

(2) したがって、本件存否応答拒否の検証においては、本件請求に関して、実施機関が関係書類を保有しているか否かを明らかにした場合に、これにより非公開とすべき事実が明らかになるものか否かを判断する必要がある。

2 本件対象文書について

審査請求人が公開を求める文書は、特定建築物に係る者に対して実施機関が行った指導が記録されている公文書と解され、本件対象文書に該当するものがあれば、関係書類に編綴されていることとなる。

よって、当審査会としては、想定される本件対象文書として関係書類を特定した実施機関の判断は妥当であると判断するものである。

3 条例第7条第2号及び第5号該当性について

(1) 条例第7条第2号及び第5号について

ア 条例第7条第2号について

条例第7条第2号（以下「第2号」という。）アの規定は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、第2号ただし書に定める情報を除いて、非公開情報と規定している。

次に、第2号イの規定は、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件で任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、第2号ただし書に定める情報を除いて、非公開情報として保護しようとする規定である。

また、第2号ただし書は、法人等の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される法人等の権利利

益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

イ 条例第7条第5号について

条例第7条第5号（以下「第5号」という。）は、市の機関等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報として規定している。

そして、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいう。

(2) 第2号及び第5号該当性について

ア 第2号該当性について

特定の住所の建築物に対する実施機関から特定会社への指導の有無、指導があった場合の指導内容については、指導を受けた法人等に関する法人等事業情報（第2号アに規定する法人等事業情報）に該当するものと認められる。

そして、本件対象文書が存在するとしても、審査請求人の主張からは、本件事案において、第2号ただし書に該当するような、本件対象文書の存否を明らかにせず非公開とすることにより保護される法人等の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回る事情は確認できない。

イ 第5号該当性について

実施機関は、一般的に、関係書類が存在する場合に、それを公開することとなると特定の住所の建築物が違反建築物であることがわかること、また、実施機関に対して非公開を前提として情報を示している違反者が、各種情報が公開されるとなると、十分な情報を示さなくなり、その結果、実施機関として適切な指導を行うことができなくなるおそれがあることから、本件対象文書の存否を明らかにしない旨を主張している。

また、法第9条第1項においても、法に違反する建築物等に対する措置に

については、「違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる」とし、これらの命令を発出した場合には、同条第13項において、「標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない」と定められている一方で、是正命令を発出した場合以外では公示を行う旨の規定は置かれていない。

よって、当審査会としては、実施機関の当該主張は妥当と判断できるところである。

(3) 結論

以上のとおり、本件対象文書については、その存否を明らかにすることにより、特定の建築物に対して実施機関から特定会社が指導を受けたかが明らかになり、その存否自体が第2号ア及び第5号の非公開情報に該当するものと認められる。

そして、本件請求においては、第2号ただし書に規定する人の生命等を保護するために必要かどうかを判断すべきその余の事情も確認できない以上、実施機関が条例第10条第1項に該当するとして存否応答拒否を行った本件決定は妥当であると判断するものである。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年6月21日	実施機関が審査会に諮問
平成28年8月31日	実施機関が弁明意見書を提出
平成28年12月1日（1部会）	実施機関より意見聴取，審議
平成29年1月18日（1部会）	審議
平成29年2月1日（1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克, 石森久広, 五十川直行, 馬場明子